

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	予防接種に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

上尾市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

上尾市長

公表日

令和6年3月30日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

システム2	
①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	<p>1 団体内統合宛名番号の付番と管理 ・各業務・システムで保有している宛名番号を団体内で統一し、個人を識別するための団体内統合宛名番号を付番し、各業務・システムの宛名番号と団体内宛名番号、基本情報、個人番号を紐付けて、格納・管理する。</p> <p>2 符号取得支援・確認 ・処理通番の発行依頼を中間サーバーに通知し、符号が取得できたか確認を行う。</p> <p>3 情報提供機能 ・中間サーバーへ特定個人情報を登録するために、業務・システムのデータを変換し、中間サーバーへ提供情報を通知する。</p> <p>4 情報照会機能 ・各業務・システムに代わって、他団体の特定個人情報の照会について、宛名番号と団体内統合宛名番号の変換、データ形式等の変換を行い、中間サーバーへ照会情報を通知する。</p> <p>5 宛名情報照会 ・団体内統合宛名番号、個人番号、もしくは基本情報を検索キーとして、個人情報を照会する。</p> <p>6 公金受取口座の登録・連携ファイル関連情報を取得する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [<input checked="" type="radio"/>] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input checked="" type="radio"/>] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="radio"/>] その他 （ 中間サーバ ）</p>

3. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表第一の10の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <div style="float: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 16の2、16の3の項(別表第二における情報照会の根拠) 16の2、17、18、19の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の2の2 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供) ・公金給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 健康増進課
②所属長の役職名	健康増進課長
7. 他の評価実施機関	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	A類疾患及びB類疾患のうち政令で定めるもの、当該市町村の区域内に居住する者であつて政令に定めるもの。また、まん延予防上緊急の必要があると認めるときは居住しているものに対して臨時接種を行う。
その必要性	予防接種法第5条及び6条に基づく予防接種のため
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号及びその他識別情報: 予防接種法第5条及び第6条に基づく対象者の予防接種の実施、請求、審査、登録、管理等の記録を正確に特定するため。予防接種法第15条に基づく健康被害の救済の救済措置のため。 ・4情報、連絡先および住民票関係情報: ①予防接種対象者を把握するため ②予防接種対象者への案内通知を送付するため ③本人への連絡等のため ④死亡・転出等の異動による資格異動を確認するため ⑤法令に定めるとおりの予防接種の実施の審査、給付の請求者への支払を行うため ⑥健康被害の救済の救済措置対象者への給付請求、審査、支払、登録、管理のため ⑦B類予防接種を実施するにあたり、生活保護世帯には無料、身障者手帳1級(項目要件有)は、公費接種年齢の下限が下がるため、対象者の確認に必要である。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	健康福祉部 健康増進課

3. 特定個人情報の入手・使用								
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (予防接種実施自治体) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (厚生労働大臣) <input type="checkbox"/> 民間事業者 (予防接種接種実施医療機関) <input type="checkbox"/> その他 (ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能含む。)、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム)							
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()							
③使用目的 ※	予防接種法第5条及び第6条の対象者の資格の取得・喪失の管理及び対象者の接種履歴の管理、転入出者に接種履歴の突合のため。							
④使用の主体	使用部署 健康福祉部 健康増進課							
	使用者数 [10人以上50人未満] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>								
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満							
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満							
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上							
⑤使用方法	1. 予防接種対象者に関する事務・予防接種法第5条及び第6条に基づく対象者の転入出や死亡などの異動の確認を行い、予防接種の実施、請求、審査、支払、登録、管理等の記録を正確に行う。 2. 予防接種法第15条に基づく健康被害の対象者情報の転入出や死亡などの異動情報の確認を行い、救済の請求、審査、支払、登録、管理を行う。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。 ・当市区町村からの転出者について、転出先市区町村へ当市区町村での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。							
	情報の突合 予防接種対象者の住民票関係情報と予防接種の給付に対する請求の突合及び接種履歴の突合。予防接種法第15条に基づく健康被害の救済措置対象者の転入出における履歴の真正性を確認し、請求、審査、支払、登録、管理等の記録を正確に行う。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村に提供するために、他市区町村から個人番号を入手し、当市区町村の接種記録と突合する。							
⑥使用開始日	平成28年1月1日							

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[<input type="checkbox"/> 委託する] <input checked="" type="checkbox"/> 委託しない (2) 件	
委託事項1	健康管理システム保守業務	
①委託内容	予防接種事業を含むシステムの保守業務	
②委託先における取扱者数	[<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満]	
③委託先名	富士通Japan株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[<input type="checkbox"/> 再委託しない]
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項2	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	
①委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	
②委託先における取扱者数	[<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満]	
③委託先名	株式会社ミラボ	
再委託	④再委託の有無 ※	[<input type="checkbox"/> 再委託しない]
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		
提供・移転の有無	[<input type="checkbox"/>] 提供を行っている (1) 件 [<input type="checkbox"/>] 移転を行っている () 件 [<input type="checkbox"/>] 行っていない	
提供先1	市区町村長	
①法令上の根拠	番号法 第19条第15号	
②提供先における用途	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務	
③提供する情報	市区町村コード及び転入者の個人番号(本人からの同意が得られた場合のみ)	
④提供する情報の対象となる本人の数	[<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満]	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. 基本情報③対象者となる本人の範囲」と同じ	
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (ワクチン接種記録システム(VRS))	
⑦時期・頻度	当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録の照会を行う必要性が生じた都度	



6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物内のうち、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管。サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要。

<ワクチン接種記録システムにおける追加措置>

ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得している・クラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。

- ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。
- ・当該領域のデータは、暗号化処理する。
- ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。
- ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。
- ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。
(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)
電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。
(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付)
証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。

7. 備考

<ワクチン接種記録システムにおける追加措置>

- ・自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システムを用いて消去することができる。
- ・自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。
- *クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

住民情報参照

健管番号、住民番号、生年月日、性別、氏名、氏名カナ、続柄1、続柄2、続柄3、続柄4、郵便番号、住所、方書、(上尾市)
住民番号氏名漢字外字区分、世帯番号、世帯主名、電話番号、E-Mail、連絡先備考、世帯主氏名漢字外字区分、住所
コード、地区コード、小学校コード、支所コード、包括支援センター、削除区分、住民区分、未登録外字区分、現存区分、
人格区分、異動日、異動事由、異動届出日、住民となった日、住民となった事由、住民でなくなった日、住民でなくなった事由、
住所を定めた日、処理連番、住定事由コード、前住所、前住所外字区分、転入前住所外字区分、転出予定日、転出確定日、送付
先住所外字区分、外国人国籍番号、外国人登録番号、外国人氏名カナ、外国人氏名漢字、外国人通称名カナ、外国人通称名漢
字、
外国人通称名選択サイン、登録記号番号、本名氏名漢字外字区分、新規レコード作成者、新規レコード作成日時、新規レコード
端末、最終レコード更新者、最終レコード更新日時、最終レコード端末

住民情報異動履歴

健管番号、処理日、生年月日、性別、氏名カナ、氏名漢字、世帯番号、世帯主名漢字、続柄(1)、続柄(2)、続柄(3)、
郵便番号、住所、方書、異動日付、異動事由、異動届出日、住民となった日、住民となった事由、非住民日、住定日、住所
コード、地区コード、小学校コード、支所コード、管轄コード、送付先使用フラグ、送付先郵便番号、送付先住所、送付先
方書、送付物停止フラグ、特徴区分、住民区分、削除フラグ

予防接種

接種日、接種機関、接種可否、1回目、2回目、1回目、2回目、3回目、追加、BCG、1期/1回目、1期/2回目、
1期/3回目、1期/追加、1期/1回目、1期/2回目、1期/追加、2期、1期/1回目、1期/2回目、1期/3回目、
1期/追加、1期、2期、3期、4期、5期、1期、2期、3期、4期、1期、2期、3期、4期、5期、1期/1回目、1期/2回目、
1期/追加、2期、3期、1回目、2回目、3回目、追加、1回目、2回目、3回目、追加、1回目、2回目、3回目、
1回目、2回目、インフルエンザ、高齢者肺炎球菌、1回目、2回目、3回目、1回目、2回目、3回目、1回目、2回目

依頼書発行履歴

発行番号、発行場所、予防接種の種類、発行区分、発行日、印刷日

印刷履歴

印刷日、帳票名、印刷者、端末名、画面

連絡先

電話番号使用フラグ、住基電話番号、携帯電話番号、自宅電話番号、E-Mail使用フラグ、PCE-Mail、
携帯E-Mail、連絡先備考

現住所/送付先

現住所使用フラグ、現住所郵便番号、現住所住所、現住所方書、現住所_大字コード、現住所_本番、現住所_枝番1、
現住所_枝番2、送付先使用フラグ、送付先郵便番号、送付先住所、送付先方書、健増

予防接種

接種しないフラグ、り患(ポリオ)、り患(麻しん)、り患(風しん)、り患(三種混合)、り患(二種混合)、り患
(日本脳炎)、り患(BCG)、予防接種備考

情報提供不可

情報提供不可フラグ、情報提供不可理由

メール送受信

送受信日、メール区分、件名、送信者

予防接種・入力

接種日、接種種別、医療機関、医師、ワクチンメーカー、LOT番号、接種量、混合区分、請求支払日、接種区分、生保区分、
ハイリスク区分、行政措置、備考

<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目>

個人番号、宛名番号、自治体コード、接種券番号、属性情報(氏名、生年月日、性別)、接種状況(実施/未実施)、接種回、接種
日、ワクチンメーカー、ロット番号、ワクチン種類※、製品名※、旅券関係情報※(旧姓・別姓・別名・ローマ字氏名・国籍・旅券番号)、
証明書ID※、証明書発行年月日※

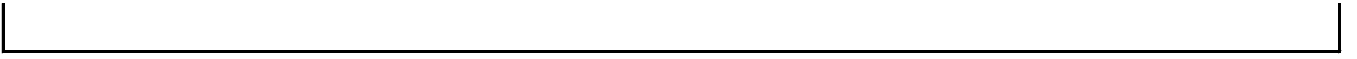
※ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<ワクチン接種記録システムにおける追加措置>

- ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけ、アクセスできるように制御している。
- ・ワクチン接種記録システムのデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。
- ・入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。
(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)
- ・個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。
- ・当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。
- ・個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。
- ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。
- ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRSにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。
- ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。
- (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付)
- ・個人番号カードの読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。
- ・証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市町村に対してのみキオスク端末から交付申請を可能とすることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。
- ・個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。
- ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。
- ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、証明書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。
- ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。さらに、キオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施する。

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	システムで権限管理を行っており、必要のない情報を参照できないように制御を行っている。 <ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ・接種会場等では、接種券番号の読取端末(タブレット端末)からはインターネット経由でワクチン接種記録システムに接続できるが、個人番号にはアクセスできないように制御している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	システムを利用する必要がある職員等のIDについて操作権限を割り当て、IDとともにパスワードによる認証を行っている。 <ワクチン接種記録システムにおける追加措置> 権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。 ・ワクチン接種記録システムにおける特定個人情報へのアクセスは、LG-WAN端末による操作に限り可能になるように制御している。 ・LG-WAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ・ワクチン接種記録システムにおけるログイン認証は、ユーザID/パスワードにて行う。 ・ワクチン接種記録システムへのログイン用のユーザIDは、市区町村が指定する管理者が認めた者に限定して発行される。
その他の措置の内容	システムへのログイン記録、各入力画面での個人を特定した検索及び特定後の操作ログの記録を行う。 <ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDに付与されるアクセス権限は、当市区町村が指定する管理者が必要最小限の権限で発効する。 当市区町村が指定する管理者は、定期的又は異動/退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の異動/退職等情報を確認し、当該事由が生じた際には速やかにアクセス権限を更新し、当該ユーザIDを失効させる。 やむを得ず、複数の職員が共有するID(以下「共用ID」という。)を発行する必要がある場合は、当該IDを使用する職員・端末を特定し、管理者が把握した上で、パスワードを厳重に管理する運用を徹底し、必要最小限に発行する。なお、共用IDを使用する職員及び端末について、異動/退職等のイベントが発生したタイミングで確認し、当該事由が生じた際には速やかに把握している内容を更新する。 当市区町村が指定する管理者は、定期的にユーザID及びアクセス権限の一覧をシステムにおいて確認し、アクセス権限及び不正利用の有無を確認する。また、不要となったユーザIDやアクセス権限を速やかに変更又は削除する。 システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。ログは定期に及び必要に応じ随時に確認する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は、事務処理に必要な範囲にとどめる。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <p>①住民基本台帳システムや予防接種台帳システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システムへ登録する際には、以下のように対応している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。 ・作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用の外部電子媒体を使用する。また媒体管理簿等に使用の記録をする等、利用履歴を残す。 ・電気記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。 ・作業に用いる電子記録媒体の取扱については、承認を行い、当該承認の記録を残す。 ・電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。 <p>②特定個人情報を使用する場面を、必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当市の転入者については、転出元市区町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。 ・当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。 ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。 <p>③ワクチン接種記録システムからCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。</p>	



4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・目的外利用の禁止 ・特定個人情報の閲覧者・更新者を制限・特定個人情報の提供先の限定 ・情報漏洩を防ぐための保管管理に責任を負う ・情報が不要となったときまたは要請があったときに情報の返還または消去などの必要な措置を講じる ・個人情報の取扱いについてチェックを行った上で契約満了時に報告をする・必要に応じて、本市が委託先の視察・監査を行うことができる ・再委託の禁止 	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[再委託していない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	-	
その他の措置の内容	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 当市区町村、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク：不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	提供は、番号法及び関係法令で定められている場合のみ行う。	
その他の措置の内容	<ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ワクチン接種記録システムでは、他市区町村への提供の記録を取得しており、委託業者から「情報提供等の記録」を入手し、記録の確認をすることができる。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p><ワクチン接種記録システムにおける追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・転出元市区町村への個人番号の提供 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、 <ol style="list-style-type: none"> ①本人動員及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システムを用いて提供する。 ②個人番号と共に転出元の市区町村コードを送信する。そのため、仮に誤った市区町村コードを個人番号と共に送信したとしても、電文を受ける市区町村では、該当者がいないため、誤った市区町村に対して個人番号が提供されない仕組みとなっている。 ・特定個人情報の提供は、限定された端末（LG-WAN端末）だけができるように制御している。 ・特定個人情報を提供する場面を、必要最小限に限定している。具体的には、当市への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、転出元市区町村へ個人番号と共に転出元の市区町村コードを提供する場面に限定している。 		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>①情報照会機能により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リストとの照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p>
--------------	---

リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
-------------	---

リスク2: 不正な提供が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p>
--------------	---

リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
-------------	---

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

	<ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用回線を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバプラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバプラットフォームを利用する団体であっても、他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
--	---

7. 特定個人情報の保管・消去	
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	
①事故発生時手順の策定・周知	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし</p>
その内容	—
再発防止策の内容	—
その他の措置の内容	<p>特定個人情報を含めサーバ内の情報を定期的にバックアップとして保存している。</p> <p><ワクチン接種記録システムにおける措置> 【物理的対策】 ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための、統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。 主に以下の物理的対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。</p> <p>【技術的対策】 ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策の統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を所帯しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。 主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された当該市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理する。 ・個人番号が含まれている領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通信機能を備えている。 ・LG-WAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能） ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付） ・証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。 ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、 証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。 また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

8. 監査	
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[] 十分に行っている <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・人事異動等により新たに配属された職員を対象に、個人情報に配慮して業務を遂行するように担当部署内で研修を実施する。 ・情報セキュリティに関する他自治体の事故事例を担当部署内で共有する。 <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。</p>
10. その他のリスク対策	
<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。</p>	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	総務部 総務課
②請求方法	上尾市個人情報保護条例第13条及び第23条に基づき、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	健康福祉部 健康増進課
②対応方法	問い合わせを受け付けた際に、対応の記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和6年1月9日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月28日	II 特定個人情報ファイル概要 2. 基本情報 ⑤保有開始日	平成27年10月	平成28年1月1日	事後	
平成27年12月28日	II 特定個人情報ファイル概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑥使用開始日	平成27年10月1日	平成28年1月1日	事後	
平成29年1月1日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	佐藤 直子	内田 雅幸	事後	所属長名の見直し
平成29年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託の有無		委託する・1件	事後	
平成29年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項1		健康管理システム保守業務	事後	
平成29年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 ①委託内容		健康増進事業を含むシステムの保守業務	事後	
平成29年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 ②委託先における取扱者数		10人以上50人未満	事後	
平成29年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 ③委託先名		㈱富士通システムズ・イースト	事後	
平成29年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 ④再委託の有無		再委託しない	事後	
平成29年7月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 ③委託先名	㈱富士通システムズ・イースト	㈱富士通	事後	
平成29年7月1日	III リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取り扱いに関する規定		定めている	事後	
平成29年7月1日	III リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取り扱いに関する規定 規定の内容		・目的外利用の禁止 ・特定個人情報の閲覧者・更新者を制限・特定個人情報の提供先の限定 ・情報漏洩を防ぐための保管管理に責任を負う ・情報が不要となったときまたは要請があったときに情報の返還または消去などの必要な措置を講じる ・個人情報の取扱いについてチェックを行った上で契約満了時に報告をする・必要に応じて、当市が委託先の視察・監査を行うことができる ・再委託の禁止	事後	
平成29年7月1日	III リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保		再委託していない	事後	
平成29年7月1日	III リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 リスクへの対策は十分か		十分である	事後	
平成30年5月10日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	内田 雅幸	清水 千絵	事後	所属長名の見直し
平成30年5月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 ③委託先名	㈱富士通	富士通㈱	事後	
平成31年4月12日	I 基本情報 2特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ②システムの機能 予防接種	案内通知ー予防接種 お知らせ[BCG]、お知らせはがき[MR2期]、予防接種登録ー個人登録、予防接種登録ー接種済証、結果管理ー予防接種集計表(医療機関別)、予防接種集計表(月別)、依頼書・紹介状発行ー依頼書、紹介状	案内通知ー予防接種 お知らせ[2か月児]、予防接種 お知らせ[MR2期]、結果登録ー予防接種登録、結果管理ー接種証明書、予防接種集計表(医療機関別)、予防接種集計表(月別)、依頼書・紹介状発行ー予防接種紹介状、予防接種 依頼書、風しん第5期対応	事前	
平成31年4月12日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康増進課長 清水 千絵	健康増進課長	事後	所属長名の見直し

平成31年4月12日	II 特定個人情報ファイルの概要 別添1 特定個人情報ファイル記録項目 予防接種	1期、2期、3期、4期、1期、2期、3期、4期	1期、2期、3期、4期、5期、1期、2期、3期、4期、5期	事前	
令和1年11月29日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成27年3月27日	令和1年11月29日	事後	再実施
令和3年1月12日	V 評価実施手続 2. 基礎項目評価 ①実施日	令和1年11月29日	令和3年1月12日	事後	再実施
令和3年6月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 別添1 特定個人情報ファイル記録項目 予防接種		1回目、2回目、3回目、1回目、2回目、3回目、1回目、2回目 を追加	事後	
令和3年1月12日	V 評価実施手続 2. 基礎項目評価 ①実施日	令和3年1月12日	令和3年6月14日	事後	再実施
令和3年6月14日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	・予防接種法及び予防接種施行令、予防接種実施規則等に基づき、対象者管理、請求、審査、健康被害の救済措置等を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、予防接種法及び予防接種に関する法律・指針の規定に従い、次の事務に利用している。(別添1を参照)①予防接種の実施②給付の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答③給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、その届出等に係る事実についての審査又はその届出等に対する応答④実費の徴収⑤予防接種台帳の作成・登録・管理 ・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 1) ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 2) 予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。		事後	追加
令和3年6月14日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ①システムの名称		ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	追加
令和3年6月14日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ②システムの機能		・ワクチン接種記録システムへの接種対象者・接種券発行登録 ・接種記録の管理 ・転出/死亡時等のフラグ設定 ・他市区町村への接種記録の照会・提供	事後	追加
令和3年6月14日	I 基本情報 4. 個人番号の利用	・番号法第19条 別表第二 16の2の項、16の3の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の2の項、第12条の2、第12条の2の2 ・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策にかかわる予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第5号(委託先への提供)		事後	追加
令和3年6月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法		その他 ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	追加
令和3年6月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	1. 予防接種対象者に関する事務 ・予防接種法第5条及び第6条に基づく対象者の転入出や死亡などの異動の確認を行い、予防接種の実施、請求、審査、支払、登録、管理等の記録を正確に行う。 2. 予防接種法第15条に基づく健康被害の対象者情報の転入出や死亡などの異動情報の確認を行い、救済の請求、審査、支払、登録、管理を行う。 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ ・当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。 ・当市区町村からの転出者について、転出先市区町村へ当市区町村での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。		事後	追加

令和3年6月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法 情報の突合	予防接種対象者の住民票関係情報と予防接種の給付に対する請求の突合及び接種履歴の突合。 予防接種法第15条に基づく健康被害の救済措置対象者の転入出における履歴の真正性を確認し、請求、審査、支払、登録、管理等の記録を正確に行う。	予防接種対象者の住民票関係情報と予防接種の給付に対する請求の突合及び接種履歴の突合。 予防接種法第15条に基づく健康被害の救済措置対象者の転入出における履歴の真正性を確認し、請求、審査、支払、登録、管理等の記録を正確に行う。 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ 当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、当市区町村の接種記録と突合する。(転出先市区町村にて、本人から個人番号の提供に関して同意が得られた場合のみ当処理を行う)	事後	追加
令和3年6月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ③委託先名	富士通(株)	富士通Japan株式会社	事後	社名の変更に伴う修正
令和3年6月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ①委託内容		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	追加
令和3年6月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ②委託先における取扱者数		10人以上50人未満	事後	追加
令和3年6月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ③委託先名		株式会社ミラボ	事後	追加
令和3年6月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ④再委託の有無		再委託しない	事後	追加
令和3年6月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ①法令上の根拠		番号法 第19条第15号	事後	追加
令和3年6月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ②提供先における用途		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務	事後	追加
令和3年6月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ③提供する情報		市区町村コード及び転入者の個人番号(本人からの同意が得られた場合のみ)	事後	追加
令和3年6月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ④提供する情報の対象となる本人の数		10万人以上100万人未満	事後	追加
令和3年6月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		「2. 基本情報③対象者となる本人の範囲」と同じ	事後	追加
令和3年6月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ⑥提供方法		その他 ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	追加
令和3年6月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ⑦時期・頻度		当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録の照会を行う必要性が生じた都度	事後	追加

令和3年6月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物内のうち、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管。サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要。	セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物内のうち、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管。サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要。 <ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得している・クラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理する。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。	事後	追加
令和3年6月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 7. 備考		<ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ・自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システムを用いて消去することができる。 ・自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。 *クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。	事後	追加
令和3年6月14日	(別添1)特定個人情報ファイル記録項目		<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目> 個人番号、宛名番号、自治体コード、接種券番号、属性情報(氏名、生年月日、性別)、接種状況(実施/未実施)、接種回(1回目/2回目)、接種日、ワクチンメーカー、ロット番号	事後	追加
令和3年6月14日	III リスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスクに対する措置の内容	対象者からの届出・申請等による情報の入手にあたっては、個人番号カード又は身分証明書等の提示等により対象者であることを確認している。また、対象者からの届出・申請等の情報の入手にあたっては、必要な情報のみを記載する様式としており、必要な情報以外は記載しないようにしている。	対象者からの届出・申請等による情報の入手にあたっては、個人番号カード又は身分証明書等の提示等により対象者であることを確認している。また、対象者からの届出・申請等の情報の入手にあたっては、必要な情報のみを記載する様式としており、必要な情報以外は記載しないようにしている。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ①転入者本人からの個人番号の入手 当市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、個人番号を入手する際は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人確認同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ②転出先市区町村からの個人番号の入手 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するため、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において、本人同意及び本人確認がおこなわれた情報だけをワクチン接種記録システムを通じて入手する。	事後	追加
令和3年6月14日	III リスク対策 2. 特定個人情報の入手 特定個人情報の入手		<ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけ、アクセスできるように制御している。 ・ワクチン接種記録システムのデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 ・入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。	事後	追加
令和3年6月14日	III リスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスクに対する措置の内容	システムで権限管理を行っており、必要のない情報を参照できないように制御を行っている。	システムで権限管理を行っており、必要のない情報を参照できないように制御を行っている。 <ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ・接種会場等では、接種券番号の読取端末(タブレット端末)からはインターネット経由でワクチン接種記録システムに接続できるが、個人番号にはアクセスできないように制御している。	事後	追加

<p>令和3年6月14日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 ユーザ認証の管理 具体的な管理方法</p>	<p>システムを利用する必要がある職員等のIDについて操作権限を割り当て、IDとともにパスワードによる認証を行っている。</p>	<p>システムを利用する必要がある職員等のIDについて操作権限を割り当て、IDとともにパスワードによる認証を行っている。 <ワクチン接種記録システムにおける追加措置> 権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。 ・ワクチン接種記録システムにおける特定個人情報へのアクセスは、LG-WAN端末による操作に限り可能になるように制御している。 ・LG-WAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ・ワクチン接種記録システムにおけるログイン認証は、ユーザID/パスワードにて行う。 ・ワクチン接種記録システムへのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。</p>	<p>事後</p>	<p>追加</p>
<p>令和3年6月14日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 その他の措置の内容</p>	<p>システムへのログイン記録、各入力画面での個人を特定した検索及び特定後の操作ログの記録を行う。</p>	<p>システムへのログイン記録、各入力画面での個人を特定した検索及び特定後の操作ログの記録を行う。 <ワクチン接種記録システムにおける追加措置> システム上の操作ログを取得しており、操作ログを確認できる。</p>	<p>事後</p>	<p>追加</p>
<p>令和3年6月14日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	<p>本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は、事務処理に必要となる範囲にとどめる。</p>	<p>本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は、事務処理に必要となる範囲にとどめる。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ①住民基本台帳システムや予防接種台帳システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システムへ登録する際には、以下のように対応している。 ・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。 ・作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用の外部電子媒体を使用する。また媒体管理簿等に使用の記録をする等、利用履歴を残す。 ・電気記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。 ・作業に用いる電子記録媒体の取扱については、承認を行い、当該承認の記録を残す。 ・電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。 ②特定個人情報を使用する場面を、必要最小限に限定している。具体的には以下の2つの場面に限定している。 ・当市の転入者については、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手し、使用する。 ・当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。 ③ワクチン接種記録システムからCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。</p>	<p>事後</p>	<p>追加</p>
<p>令和3年6月14日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 その他の措置の内容</p>		<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 当市、国、当該システムの運用保守事業者の三社の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適正な取扱いの確保</p>	<p>事後</p>	<p>追加</p>

<p>令和3年6月14日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークを通じた提供を除く。) 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>		<p><ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ・転出元市区町村への個人番号の提供 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、 ①本人動員及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システムを用いて提供する。 ②個人番号と共に転出元の市区町村コードを送信する。そのため、仮に誤った市区町村コードを個人番号と共に送信したとしても、電文を受ける市区町村では、該当者がいないため、誤った市区町村に対して個人番号が提供されない仕組みとなっている。 ・特定個人情報の提供は、限定された端末(LG-WAN端末)だけができるように制御している。 ・特定個人情報を提供する場面を、必要最小限に限定している。具体的には、当市への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、転出元市区町村へ個人番号と共に転出元の市区町村コードを提供する場面に限定している。</p>	<p>事後</p>	<p>追加</p>
<p>令和3年6月14日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク その他の措置の内容</p>	<p>特定個人情報を含めサーバ内の情報を定期的にバックアップとして保存している。</p>	<p>特定個人情報を含めサーバ内の情報を定期的にバックアップとして保存している。 <ワクチン接種記録システムにおける措置> 【物理的対策】 ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための、統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。 主に以下の物理的対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 【技術的対策】 ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策の統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を所得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。 主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された当該市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理する。 ・個人番号が含まれている領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため</p>	<p>事後</p>	<p>追加</p>
<p>令和3年6月14日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法</p>	<p>・人事異動等により新たに配属された職員を対象に、個人情報に配慮して業務を遂行するように担当部署内で研修を実施する。 ・情報セキュリティに関する他自治体の事故事例を担当部署内で共有する。</p>	<p>・人事異動等により新たに配属された職員を対象に、個人情報に配慮して業務を遂行するように担当部署内で研修を実施する。 ・情報セキュリティに関する他自治体の事故事例を担当部署内で共有する。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。</p>	<p>事後</p>	<p>追加</p>
<p>令和3年6月14日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 10. その他のリスク対策</p>		<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。</p>	<p>事後</p>	<p>追加</p>
<p>令和3年8月30日</p>	<p>I 基本情報 1. 特定個人ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容</p>	<p>・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 1) ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 2) 予防接種の実施後に接種記録等を登録・管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。</p>	<p>・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 1) ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 2) 予防接種の実施後に接種記録等を登録・管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 3) 予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</p>	<p>事後</p>	<p>追加</p>

令和3年8月30日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ②システムの機能	・ワクチン接種記録システムへの接種対象者・接種券発行登録 ・接種記録の管理 ・転出/死亡時等のフラグ設定 ・他市区町村への接種記録の照会・提供	・ワクチン接種記録システムへの接種対象者・接種券発行登録 ・接種記録の管理 ・転出/死亡時等のフラグ設定 ・他市区町村への接種記録の照会・提供 ・新型コロナウイルス感染症予防接種の交付に係る接種記録の照会	事後	追加
令和3年8月30日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の10の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条	・番号法第9条第1項 別表第一の10の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条 ・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第5号(委託先への提供)	事後	追加
令和3年8月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。 ・当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。 ・当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。	事後	追加
令和3年8月30日	(別添1)特定個人情報ファイル記録項目	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目> 個人番号、宛名番号、自治体コード、接種券番号、属性情報(氏名、生年月日、性別)、接種状況(実施/未実施)、接種回(1回目/2回目)、接種日、ワクチンメーカー、ロット番号	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目> 個人番号、宛名番号、自治体コード、接種券番号、属性情報(氏名、生年月日、性別)、接種状況(実施/未実施)、接種回(1回目/2回目)、接種日、ワクチンメーカー、ロット番号、 旧姓・別姓・別名・ローマ字氏名・国籍・旅券番号)、証明書ID※、証明書発行年月日※ ※ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ	事後	追加
令和3年8月30日	III リスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスクに対する措置の内容	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ①転入者本人からの個人番号の入手 当市からの転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、個人番号を入手する際は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人確認同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ②転出先市区町村からの個人番号の入手 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するため、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において、本人同意及び本人確認がおこなわれた情報だけをワクチン接種記録システムを通じて入手する。	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ①転入者本人からの個人番号の入手 当市からの転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、個人番号を入手する際は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人確認同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ②転出先市区町村からの個人番号の入手 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するため、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において、本人同意及び本人確認がおこなわれた情報だけをワクチン接種記録システムを通じて入手する。 ③新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のための個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。	事後	追加
令和3年8月30日	III リスク対策 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	②特定個人情報を使用する場面を、必要最小限に限定している。具体的には以下の2つの場面に限定している。 ・当市の転入者については、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手し、使用する。 ・当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。	②特定個人情報を使用する場面を、必要最小限に限定している。具体的には以下の2つの場面に限定している。 ・当市の転入者については、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手し、使用する。 ・当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。 ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。	事後	追加
令和3年12月24日	V 評価実施手続 2. 基礎項目評価 ①実施日	令和3年6月14日	令和3年12月24日		再実施
令和3年12月24日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ワクチン接種記録システム	・ワクチン接種記録システムへの接種対象者・接種券発行登録 ・接種記録の管理 ・転出/死亡時等のフラグ設定 ・他市区町村への接種記録の照会・提供 ・新型コロナウイルス感染症予防接種の交付に係る接種記録の照会	・ワクチン接種記録システムへの接種対象者・接種券発行登録 ・接種記録の管理 ・転出/死亡時等のフラグ設定 ・他市区町村への接種記録の照会・提供 ・新型コロナウイルス感染症予防接種の交付に係る接種記録の照会 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請・電子交付の実施	事後	追加

令和3年12月24日	I 基本情報 4. 個人番号の利用	・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第5号(委託先への提供)	・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策にかかわる予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	修正
令和3年12月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	ワクチン接種記録システム(VRS)	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能含む。)	事後	修正
令和3年12月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。 ・当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。 ・当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。	事後	修正
令和3年12月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法 情報の突合	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、当市の接種記録と突合する。(転出先市区町村にて、本人から個人番号の提供に関して同意が得られた場合のみ当処理を行う)	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、当市の接種記録と突合する。	事後	修正
令和3年12月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託事項 委託事項	新型コロナウイルス感染症対策に係る接種記録の管理等業務	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	修正
令和3年12月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託事項 ①委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	修正
令和3年12月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託事項 ④特定個人情報の保管・消去	・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。	・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。	事後	修正
令和3年12月24日	III リスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスクに対する措置の内容	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ①転入者本人からの個人番号の入手 当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、個人番号を入手する際は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人確認同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ②転出先市区町村からの個人番号の入手 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するため、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において、本人同意及び本人確認がおこなわれた情報だけをワクチン接種記録システムを通じて入手する。 ③新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のための個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ①転入者本人からの個人番号の入手 当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人確認同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ②転出先市区町村からの個人番号の入手 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するため、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した上で、ワクチン接種記録システムを通じて入手する。 ③転出元市区町村からの接種記録の入手 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、当市において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 ④新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のための個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種電子交付機能) 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入	事後	修正

<p>令和3年12月24日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 2. 特定個人情報の入手 特定個人情報の入手</p>	<p><ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合、アクセスできるように制御している。 ・ワクチン接種記録システムのデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 ・入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。</p>	<p><ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合、アクセスできるように制御している。 ・ワクチン接種記録システムのデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 ・入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を選べることで、 交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 ・当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、 意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。 ・個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号) による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。 ・券面事項入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として 自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名につ</p>	<p>事後</p>	<p>修正</p>
<p>令和3年12月24日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ②特定個人情報を使用する場面を、必要最小限に限定している。具体的には以下の2つの場面に限定している。 ・当市の転入者については、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手し、使用する。 ・当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。 ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。 ③ワクチン接種記録システムからCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。</p>	<p>②特定個人情報を使用する場面を、必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。 ・当市の転入者については、転出元市区町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。 ・当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。 ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。 ③ワクチン接種記録システムからCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。</p>	<p>事後</p>	<p>修正</p>
<p>令和3年12月24日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 その他の措置の内容</p>	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 当市、国、当該システムの運用保守事業者の三社の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適正な取扱いの確保</p>	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 当市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置</p>	<p>事後</p>	<p>修正</p>

<p>令和3年12月24日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容</p>	<p>【技術的対策】 ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策の統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を所蔵しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。 主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された当該市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理する。 ・個人番号が含まれている領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通信機能を備えている。 ・LG-WAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</p>	<p>【技術的対策】 ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策の統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を所蔵しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。 主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された当該市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理する。 ・個人番号が含まれている領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通信機能を備えている。 ・LG-WAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能） ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</p>	<p>事後</p>	<p>修正</p>
<p>令和3年12月24日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 9. 従業員に対する教育・啓発</p>	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。</p>	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。</p>	<p>事後</p>	<p>修正</p>
<p>令和3年12月24日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 10. その他のリスク対策</p>	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。</p>	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。</p>	<p>事後</p>	<p>修正</p>
<p>令和4年3月23日</p>	<p>Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法</p>	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、当市区町村の接種記録と突合する。</p>	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村に提供するために、他市区町村から個人番号を入手し、当市区町村の接種記録と突合する。</p>	<p>事後</p>	<p>修正</p>
<p>令和4年3月23日</p>	<p>別添1 ファイル記録項目</p>	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目> 個人番号、宛名番号、自治体コード、接種券番号、属性情報(氏名、生年月日、性別)、接種状況(実施/未実施)、接種回(1回目/2回目)、接種日、ワクチンメーカー、ロット番号、ワクチン種類※、製品名※、旅券関係情報※(旧姓・別姓・別名・ローマ字氏名・国籍・旅券番号)、証明書ID※、証明書発行年月日※ ※ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ</p>	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目> 個人番号、宛名番号、自治体コード、接種券番号、属性情報(氏名、生年月日、性別)、接種状況(実施/未実施)、接種回(1回目/2回目/3回目)、接種日、ワクチンメーカー、ロット番号、ワクチン種類※、製品名※、旅券関係情報※(旧姓・別姓・別名・ローマ字氏名・国籍・旅券番号)、証明書ID※、証明書発行年月日※ ※ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ</p>	<p>事後</p>	<p>修正</p>
<p>令和4年3月23日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク:目的外の入手が行われるリスク</p>	<p>②転出先市区町村からの個人番号の入手 当市からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村へ提供するため、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した上で、ワクチン接種記録システムを通じて入手する。</p>	<p>②他市区町村からの個人番号の入手 当市からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村へ提供するため、他市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した上で、ワクチン接種記録システムを通じて入手する。</p>	<p>事後</p>	<p>修正</p>

令和4年5月18日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ワクチン接種記録システム	・ワクチン接種記録システムへの接種対象者・接種券発行登録 ・接種記録の管理 ・転出/死亡時等のフラグ設定 ・他市区町村への接種記録の照会・提供 ・新型コロナウイルス感染症予防接種の交付に係る接種記録の照会 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請・電子交付の実施	・ワクチン接種記録システムへの接種対象者・接種券発行登録 ・接種記録の管理 ・転出/死亡時等のフラグ設定 ・他市区町村への接種記録の照会・提供 ・新型コロナウイルス感染症予防接種の交付に係る接種記録の照会 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請・電子交付の実施 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施	事前	修正
令和4年5月18日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元 その他	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能含む。)	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能含む。)、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム	事前	修正
令和4年5月18日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。))を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。))を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事前	修正
令和4年5月18日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ①委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。))を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。))を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事前	修正
令和4年5月18日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。	・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。 証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。	事前	修正
令和4年5月18日	III リスク対策 2. 特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。))におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) ・個人番号カードの読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を選ばせることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 ・証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市町村に対してのみキオスク端末から交付申請を可能とすることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。 ・個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力 (券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。 ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、証明書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。 ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。さらに、キオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施する。	事前	追加
令和4年5月18日	III リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 その他の措置の内容	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 当市区町村、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。))に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 当市区町村、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。))に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。	事前	修正

令和4年5月18日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・ 消去 リスク: 特定個人情報の漏 えい・滅失・毀損リスク その他の措置の内容		(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コ ンビニ交付) ・証明書交付センターシステム及びキオスク 端末には、申請情報・証明書データを記録しな いこととしている。 ・キオスク端末と証明書交付センターシステ ム間の通信については専用回線、 証明書交付センターシステムとVRS間の通 信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏え いを防止する。 また、通信は暗号化を行うことにより、通信 内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	事前	追加
令和4年12月21日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条 別表第二 16の2の項、16の3 の項 ・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の 主務省令で定める事務及び情報を定める命 令第12条の2、第12条の2の2 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス 感染症対策に係る予防接種事務におけるワ クチン接種記録システムを用いた情報提供・照 会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	・番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 16の2、16の3の項 (別表第二における情報照会の根拠) 16の2、17、18、19の項 ・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の 主務省令で定める事務及び情報を定める命 令第12条の2、第12条の2の2 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス 感染症対策に係る予防接種事務におけるワ クチン接種記録システムを用いた情報提供・照 会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供) ・公金給付の支給等の迅速かつ確実な実施の ための預貯金口座の登録等に関する法律 (令和3年法律第38号)第9条	事後	事務の追加
令和4年12月21日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	2021/12/24	2022/12/21	事後	判定基準日の見直し
令和4年12月21日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイル を取り扱う事務において使用 するシステム システム2 ②システムの機能	1 団体内統合宛名番号の付番と管理 ・各業務・システムで保有している宛名番号 を団体内で統一し、個人を識別するための団 体内統合宛 名番号を付番し、各業務・システムの宛名番号 と団体内宛名番号、基本情報、個人番号を紐 付けて、 格納・管理する。 2 符号取得支援・確認 ・処理通番の発行依頼を中間サーバーに通 知し、符号が取得できたか確認を行う。 3 情報提供機能 ・中間サーバーへ特定個人情報を登録する ために、業務・システムのデータを変換し、中 間サーバーへ提供情報を通知する。 4 情報照会機能 ・各業務・システムに代わって、他団体の特 定個人情報の照会について、宛名番号と団体 内統合宛 番号の変換、データ形式等の変換を行い、中 間サーバーへ照会情報を通知する。 5 宛名情報照会 ・団体内統合宛名番号、個人番号、もしくは 基本情報を検索キーとして、個人情報を照会 する。	1 団体内統合宛名番号の付番と管理 ・各業務・システムで保有している宛名番号 を団体内で統一し、個人を識別するための団 体内統合宛 名番号を付番し、各業務・システムの宛名番号 と団体内宛名番号、基本情報、個人番号を紐 付けて、 格納・管理する。 2 符号取得支援・確認 ・処理通番の発行依頼を中間サーバーに通 知し、符号が取得できたか確認を行う。 3 情報提供機能 ・中間サーバーへ特定個人情報を登録する ために、業務・システムのデータを変換し、中 間サーバーへ提供情報を通知する。 4 情報照会機能 ・各業務・システムに代わって、他団体の特 定個人情報の照会について、宛名番号と団体 内統合宛 番号の変換、データ形式等の変換を行い、中 間サーバーへ照会情報を通知する。 5 宛名情報照会 ・団体内統合宛名番号、個人番号、もしくは 基本情報を検索キーとして、個人情報を照会 する。 6 公金受取口座の登録・連携ファイル関連情 報を取得する。	事後	事務の追加
令和5年3月16日	(別添1)ファイル記録項目	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防 接種に関する記録項目> 個人番号、宛名番号、自治体コード、接種券 番号、属性情報(氏名、生年月日、性別)、接 種状況(実施/未実施)、接種回(1回目/2回 目/3回目)、接種日、ワクチンメーカー、ロット 番号、ワクチン種類※、製品名※、旅券関係情 報※(旧姓・別姓・別名・ローマ字氏名・国籍・ 旅券番号)、証明書ID※、証明書発行年月日 ※ ※ 新型コロナウイルス感染症予防接種証 明書の交付に必要な場合のみ	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防 接種に関する記録項目> 個人番号、宛名番号、自治体コード、接種券 番号、属性情報(氏名、生年月日、性別)、接 種状況(実施/未実施)、接種回、接種日、ワ クチンメーカー、ロット番号、ワクチン種類※、 製品名※、旅券関係情報※(旧姓・別姓・別 名・ローマ字氏名・国籍・旅券番号)、証明書ID ※、証明書発行年月日※ ※ 新型コロナウイルス感染症予防接種証 明書の交付に必要な場合のみ	事前	システムの変更
令和5年3月16日	Ⅲ リスク対策 2. 特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシ ステムを通じた入手を除く。) 特定個人情報の入手(情 報提供ネットワークシステ ムを通じた入手を除く。)にお けるその他のリスク及びその リスクに対する措置	<ワクチン接種記録システムにおける追加措 置> ・入手した特定個人情報については、限定され た端末を利用して国から配布されたユーザID を使用し、ログインした場合だけ、アクセスで きるように制御している。	<ワクチン接種記録システムにおける追加措 置> ・入手した特定個人情報については、限定され た端末を利用して配布されたユーザIDを使用 し、ログインした場合だけ、アクセスできるよ うに制御している。	事前	システムの変更
令和5年3月16日	Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 ユーザ認証の管理 具体的な方法	・ワクチン接種記録システムへのログイン用の ユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申 請した者に限定して発行される。	・ワクチン接種記録システムへのログイン用の ユーザIDは、市区町村が指定する管理者が認 めた者に限定して発行される。	事前	システムの変更

<p>令和5年3月16日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 その他の措置の内容</p>	<p><ワクチン接種記録システムにおける追加措置> システム上の操作ログを取得しており、操作ログを確認できる。</p>	<p>ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDに付与されるアクセス権限は、当市区町村が指定する管理者が必要最小限の権限で発効する。 当市区町村が指定する管理者は、定期的又は異動/退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の異動/退職等情報を確認し、当該事由が生じた際には速やかにアクセス権限を更新し、当該ユーザIDを失効させる。 やむを得ず、複数の職員が共有するID(以下「共用ID」という。)を発行する必要がある場合は、当該IDを使用する職員・端末を特定し、管理者が把握した上で、パスワードを厳重に管理する運用を徹底し、必要最小限に発行する。なお、共用IDを使用する職員及び端末について、異動/退職等のイベントが発生したタイミングで確認し、当該事由が生じた際には速やかに把握している内容を更新する。 当市区町村が指定する管理者は、定期的にユーザID及びアクセス権限の一覧をシステムにおいて確認し、アクセス権限及び不正利用の有無を確認する。また、不要となったユーザIDやアクセス権限を速やかに変更又は削除する。 システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。ログは定期に及び必要に応じ随時に確認する。</p>	<p>事前</p>	<p>システムの変更</p>
<p>令和4年12月21日</p>	<p>V 評価実施手続 1. 基礎項目評価</p>	<p>2022/12/21</p>	<p>2024/1/9</p>	<p>事後</p>	<p>判定基準日の見直し</p>